第二十八条第一号中「第二号から第七号まで」を「各号」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（憲法課）

第二十八条　憲法課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　憲法に関する事項（他課の所掌に属する事項に係るものを除く。）に係る調査に関すること。

二　憲法調査室の庶務に関すること。

第五十一条第五号中「及び新館閲覧室」を「、新館閲覧室及び障害者閲覧室」に改める。

第五十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　情報システムに関する調査及び研究に関すること。

第五十九条に次の四項を加える。

2　電子情報企画課に、次世代システム開発研究室を置く。

3　次世代システム開発研究室は、第一項第七号に掲げる事務をつかさどる。

4　次世代システム開発研究室に、室長を置く。

5　室長は、命を受けて、次世代システム開発研究室の事務を掌理する。

第六十一条を次のように改める。

（電子情報サービス課）

第六十一条　電子情報サービス課は、情報システム（次条第三号及び第七十一条第九号に規定するものを除く。）の企画及び開発に関する事務をつかさどる。

第六十六条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　関西館においてのみ行う展示に関すること。

第七十八条第一項中「及び局調査企画課連携協力室」を「、局調査企画課連携協力室及び電子情報部電子情報企画課次世代システム開発研究室」に改める。

第七十九条第一項中「政治議会課、憲法課」を「憲法課、政治議会課」に、同条第二項中「電子情報部電子情報サービス課」を「電子情報部電子情報企画課」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則の一部を改正する規則

内閣総務官室に総理大臣官邸事務所等を置く規則（平成十二年八月二十一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第九十六号を次のように改める。

九十六　朝日放送テレビ株式会社

第百十五号を第百十六号とし、第百九号から第百十四号までを一号ずつ繰り下げ、第百八号の次に次の一号を加える。

百九　朝日放送ラジオ株式会社

郵政民営化推進本部公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり公示する。なお、平成十八年四月十七日郵政民営化推進本部公示は、廃止する。

平成三十年三月三十日

郵政民営化推進本部長　安倍　晋三

東京都千代田区永田町一丁目十一番三十九号郵政民営化委員会事務局内

平成30年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第1項の規定に基づき、平成30年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

平成30年3月30日

農林水産大臣　齋藤　健

平成30年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画

放流水系	放流数（千尾）				
	さけ	からふとます	さくらます	べにざけ	合計
斜里川	11,600		600		12,200
常呂川		1,000			1,000
徳志別川	11,100	1,700	500		13,300
天塩川	5,000				5,000
石狩川	30,000		100		30,100
尻別川			1,200		1,200
伊茶仁川	8,000	4,500	100		12,600
標津川			200		200
西別川	25,000				25,000
釧路川	9,100			50	9,150
十勝川	15,300				15,300
静内川	6,400			50	6,450
安平川				50	50
遊楽部川	7,500				7,500
合計	129,000	7,200	2,700	150	139,050

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　九八〇円（本体　九一〇円）　（配送料別）